

## 沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

市町村	県への事務委託 注1	がれき推計量 (千t) 注2		仮置場への搬入状況			解体により生じるものを除く 搬入率(%)	解体により生じるものを 含む			処理・処分状況		
		うち家屋等 解体によるがれ き推計量 (解体済のもの を含む)	仮置場設置数	仮置場面積 (ha)	搬入済量 (千t) 注3	搬入率 (%)		目標期日 注4	目標達成状況 注5	注6 処理・処分量計 (千t)	処理・処分割合 (%)	目標期日	
洋野町		* 15	3	1	3.0	15	100	100	H24. 3	○	6	44	H24.6
久慈市		* 96	20	4	5.0	96	100	100	H23.10	◎	17	18	H26.3
野田村	有	* 140	10	9	11.0	140	100	100	H24. 3	○	7	5	H26.3
普代村		* 19	2	2	2.0	19	100	100	H24. 3	○	6	33	H26.3
田野畑村	有	* 86	20	3	4.0	86	100	100	H24. 9	○	2	2	H26.3
岩泉町	有	* 42	5	1	4.0	42	100	100	H24. 3	○	0	0	H26.3
宮古市	有	* 715	140	9	30.0	645	100	90	H24. 9		8	1	H26.3
山田町	有	* 399	40	19	18.0	395	100	99	H25. 3*		17	4	H26.3
大槌町	有	* 709	40	17	31.0	691	100	98	H25. 3*		2	0	H26.3
釜石市		762	400	11	19.0	376	100	49	H25. 3*		21	3	H26.3
大船渡市		756	130	19	24.0	701	100	93	H24. 8*		188	25	H26.3
陸前高田市	有	* 1,016	90	14	83.0	934	100	92	H24.10*		91	9	H26.3
計		4,755	900	109	234	4,140	100	87	—	—	367	8	—

平成24年2月20日

注1) 県への事務委託：主に仮置場搬入後の処理について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき事務の委託を行っている場合は「有」と記載。

注2) がれき推計量：衛星画像を用いて浸水区域を特定し、これをもとに、環境省において津波により倒壊した家屋等のがれき量を推計したもの。なお、がれきの仮置場への搬入が概ね終了している市町村等については、搬入済量を基にして推計したがれき量を計上（該当の市町村には\*印）

注3) 搬入済量：平成24年2月20日現在で県を通じて把握がなされた仮置場への搬入済量を集計したもの。なお、この搬入済量には、家屋等解体により発生したがれきで撤去が完了したもの及び農地等のがれき撤去に付随して搬入された津波堆積物も含まれている。

注4) 目標期日：東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）において、平成24年3月末までを目途に移動することを目標としているが、仮置場への搬入については、浸水している農地において重機作業が困難である場合などにより、災害廃棄物の仮置場への移動完了目途について個別目標を定めている。また、宮城県仙台市、石巻市、岩手県釜石市、福島県いわき市等については、損壊家屋等の解体量が多く、大規模な建物が含まれ解体に時間を要することから、各市町村の解体に時間を要するため、災害廃棄物の仮置場へ移動完了目途について個別目標を定めている。これらの個別目標については、遅くとも平成25年3月末までを目途に完了させる。

注5) 目標達成状況について：○については、搬入率が100%であっても、解体・処理すべき公共の建物等が残っている場合があり、その解体・処理が完了した段階で、目標達成◎とする。

注6) 処理・処分量計：破碎・選別等により有価売却、原燃料利用、焼却やセメント焼成、埋立処分等により処理・処分された量。